

鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳴沢村スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和6年鳴沢村条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第8条の規定により、スポーツ施設の使用の許可を受けようとする者は、鳴沢村教育委員会（以下「委員会」という。）に、鳴沢村スポーツ施設使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用許可申請書」という。）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、鳴沢村武道館トレーニングルームについては、鳴沢村武道館トレーニングルーム使用券（様式第2号）の交付を受け、使用する前に施設管理者に提出することによって申請及び許可に係る手続を省略することができる。

2 前項本文の規定により村民及び村内宿泊施設が申請する場合は、使用予定日の3か月前（該当日が閉庁日の場合は、翌日以後の開庁日）から3日前（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに提出しなければならない。ただし、委員会がスポーツ施設の管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。

3 前1項本文の規定により村民以外が申請する場合は、使用予定日の1か月前（該当日が閉庁日の場合は、翌日以後の開庁日）から3日前（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに提出しなければならない。ただし、委員会がスポーツ施設の管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 委員会は、前条第1項の規定により使用の許可をしたときは、申請者に鳴沢村スポーツ施設使用許可書（様式第3号）を交付する。

(使用許可の取消し)

第4条 前条の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、鳴沢村スポーツ施設使用許可取消届（様式第4号）をその使用期日の3日前（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに、委員会に提出し

なければならない。

（使用料の減免及び還付）

第5条 条例第11条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、鳴沢村スポーツ施設使用料減免申請書（様式第5号）をその使用期日の3日前（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに、委員会に提出しなければならない。

2 条例第12条の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、鳴沢村スポーツ施設使用料還付請求書（様式第6号）に、既に交付された使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許可の条件を遵守し、係員の指示に従うこと。
- （2） 所定の場所以外において、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- （3） 他人に迷惑となる行為又は危害を及ぼす行為をしないこと。
- （4） 原則として、鳴沢村武道館の柔剣道場は素足で使用する事。
- （5） 原則として、鳴沢村民体育館及び鳴沢村武道館のトレーニングルームは、上履き用運動靴等を使用すること。
- （6） 原則として、鳴沢村屋内テニスコート場は運動靴を使用すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（使用時間）

第7条 スポーツ施設の使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。

（特別の設備等の使用）

第8条 使用者が特別の設備を設置し、又は附属する器具以外の器具等を使用しようとするときは、使用許可申請書にその内容を記載し、委員会の許可を受けなければならない。

（使用者の義務）

第9条 使用者は、条例、規則及び使用の許可の条件を遵守し職員の指示に従うとともに

に、その使用を終了したときは、職員の点検を受けなければならない。

(免責)

第10条 使用者が、村の責によらない事故のために身体的損傷等を受けた場合は、村は、その賠償の責を負わないものとする。

(委託)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(鳴沢村民スポーツ広場の設置及び管理に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 鳴沢村民スポーツ広場の設置及び管理に関する規則(昭和56年教育委員会規則第3号)

(2) 鳴沢村武道館設置及び管理条例施行規則(平成4年教育委員会規則第1号)

(3) 鳴沢村屋内テニスコート場設置及び管理条例施行規則(平成7年教育委員会規則第5号)

(4) 鳴沢村民体育館設置及び管理条例施行規則(平成15年教育委員会規則第1号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、前項の規定による廃止前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。